

第31回 ESD 銀河セミナー

「核兵器全廃：オバマ大統領のプラハ演説を語る」 ～核兵器不拡散条約（NPT）について～

梶原昌五（教育学部）

私は岡山出身です。昭和8年生まれ私の母は、ヒロシマの爆心地から180キロメートル離れたところで暮らしていましたが、昭和20年8月6日の朝、西の空が明るくなるのを見たそうです。180キロメートルといえば、盛岡から仙台、あるいは青森と同じくらいの距離です。そこで爆発した1個の原子爆弾の光が見えるというのは、恐ろしいと思いませんか。

これは昔の話ではありません。つい最近の6月16日、北朝鮮「労働新聞」は、米国・韓国・日本の出方によっては核攻撃を仕掛ける、という論評を発表しました。これは、いまだに核爆弾が驚異的な力を持って世の中に存在していることを示しています。

そこで、外務省ホームページの資料、核兵器不拡散条約（NPT）の概要：
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/gaiyo.html>
を見てください。

この条約は、1967年1月1日以前に核兵器を製造かつ爆発させた米、露、英、仏、中の5カ国を「核兵器国」と定め、これ以外の国への核兵器拡散を防止する「核不拡散」、核軍縮交渉を行う義務を規定した「核軍縮」、締約国が原子力を平和的に利用することは妨げず、軍事転用を防止し、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受諾する義務を規定した「原子力の平和的利用」などからなっています。

2007年5月現在、非締約国は、インド、パキスタン、イスラエルだけです。他の国々は締約しています。が、締約国の中にも、資料「世界の核兵器国・核疑惑国一覧」：
http://www.ne.jp/asahi/nozaki/peace/data/kaku_kuni.html

のように、核兵器を持っているのではないかと思われる核疑惑国が挙げられており、イラン、イラク、北朝鮮、リビアがこれに相当します。その他、核放棄した南アフリカや、開発を放棄したアルジェリア、ブラジル、アルゼンチン、そして、日本も発電用プルトニウムを大量に保有しているということで、疑惑ありと見られている現実があります。

現状では、1990年代に多くの国が条約を締結したために、関連する条約等の内容が複雑になってきたこと、また、近隣国との紛争に伴って条約上の義務を果たさない国が現れてきています。このため、1995年には条約の無期限延長を決め、5年ごとに運用検討会議を開くこととし、さらに包括的核実験禁止条約を結んで究極的な核兵器の廃絶を目標とした軍縮努力を行うようにしました。2000年にも、多くの事項についての合意文書が認められましたが、2005年は文書の合意ができず、先行きが不透明になっていることが懸念されています。

最後に、資料「世界の核兵器」をごらん下さい。
<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/5218.html>

を見るとよくわかるのですが、ロシア、アメリカなど、先に挙げた「核兵器国」はまだまだ多くの核弾頭を持ち、なかでもロシアとアメリカは圧倒的な数の核兵器を保有したままなのです。この現状を前に進めようとしているのが、オバマ大統領の演説の骨子なのです。

以上